

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省26-1-3)

| | | | | | |
|----------------------|--|--------------------|----------------|----------------------------------|--|
| 施策名 | 1-3 イノベーション | 担当部局名 | 産業技術環境局産業技術政策課 | 政策評価実施予定時期 | 平成27年8月 |
| 施策の概要 | 産業技術に関する政策に関すること | | | 政策体系上の位置付け | 1 経済産業 |
| 達成すべき目標 | 日本を世界で最もイノベーションに適した国とすることを目指し、産学官連携を推進するナショナル・イノベーションシステムの改革、民間研究開発投資環境の整備、事業化につながるイノベーションの創出を推進する | | 目標設定の考え方・根拠 | 日本再興戦略(平成25年6月18日閣議決定) | |
| 施策の予算額(執行額) (百万円) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説、日本再興戦略、科学技術イノベーション総合戦略 |
| | 4,320 (4,048) | 39,012 (36,600) | 3,348 | | |

【測定指標】

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|------------------------------------|------------------------|------|------|------|--|------|------|------|------|---|----|--|
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | | |
| 1 世界経済フォーラム(WEF)によるイノベーションの国際競争力順位 | - | - | 1位 | 30年度 | - | - | - | - | - | - | 1位 | ・日本再興戦略(平成25年6月18日閣議決定)において、イノベーション(技術力)ランキングを今後5年以内に世界第1位にすると目標を掲げているため |
| 2 官民合わせた研究開発投資の対GDP比 | - | - | 4%以上 | 28年度 | - | - | - | - | 4%以上 | - | - | ・日本再興戦略(平成25年6月18日閣議決定)において、官民合わせた研究開発投資を今後3年以内に対GDP比の4%以上にすることを旨とする目標を掲げているため |
| 3 政府研究開発投資の対GDP比 | - | - | 1% | 28年度 | - | - | - | - | 1%以上 | - | - | ・日本再興戦略(平成25年6月18日閣議決定)において、政府研究開発投資を今後3年以内に対GDP比の1%にすることを旨とする目標を掲げているため |
| 4 ベンチャー企業の「橋渡し」機能強化 | 中堅・中小・ベンチャー企業支援を行う体制整備 | | 26年度 | | 科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日閣議決定)において、中小・中堅・ベンチャー企業に対し技術面・事業面一体支援を行う体制を強化することが挙げられているため。 | | | | | | | |
| 5 公的研究機関の「橋渡し」機能強化 | 「橋渡し」を担う研究開発法人の機能強化 | | 26年度 | | 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「橋渡し」機能強化等の研究開発法人の改革が挙げられているため。 | | | | | | | |
| 6 産学官の連携を強化し、人材・技術の流動化を高める | 「クロスアポイントメント制度」の促進 | | 26年度 | | 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「クロスアポイント制度」の促進をすることが挙げられているため。 | | | | | | | |

【達成手段一覧】

| 達成手段 | 予算額計(執行額) (百万円) | | | 開始 年度 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 再掲 | 平成26年 行政事業 レビュー 事業番号 |
|---|--------------------|------------------|------|----------|------------|---|----|-------------------------------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | | | |
| 1 生体機能国際協力基礎研究拠出金 | 553 (553) | 471 (471) | 476 | 平成元年度 | - | 国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム推進機構(HFSPO)が行う以下の研究助成事業等に必要な事業運営資金を拠出する。現在、我が国を始め、米国、欧州諸国等14ヶ国・地域が拠出している。 ○ 研究グラント事業:2ヶ国以上の研究者による国際共同研究チームに対して研究費を助成 ○ フェローシップ事業:若い研究者に対して国外で研究を行うための助成 ○ キャリア・デベロップメント・アワード事業:HFSPのフェローシップ事業の支援を受けた研究者に対して、帰国時に独立した研究を実施するための研究費を助成 | - | 0004 |
| 2 技術開発調査等の推進 | 160 (130) | 152 (129) | 152 | 平成18年度 | - | 国内外の研究開発動向、各国の産業技術政策動向、研究開発税制、研究開発課題、産学官連携推進、技術評価等、緊急性や優先度の高いテーマを選定し、我が国の産業技術政策の企画立案等に必要な調査分析を実施する。 | - | 0005 |
| 3 資源循環実証事業 | 183 (149) | 218 (88) | 313 | 平成23年度 | - | 資源制約の克服と環境と調和した持続的な循環型社会の形成を目指し、使用済製品のリサイクルシステムを確立するため、使用済製品を効率的かつ経済的に回収し、再資源化するための回収・技術実証を行う民間団体に対し、その経費の一部を助成(補助率1/2)する。 | - | 0007 |
| 4 土壌汚染対策のための技術開発(原位置処理重金属等土壌汚染対策技術開発) | 100 (87) | 100 (85) | 71 | 平成23年度 | - | 物理化学的処理対策技術及び生物的処理対策技術による重金属等を対象とした選択的回収・浄化技術等により、特定有害物質の濃度を土壌汚染対策法で定める指定基準値以下に浄化し、その浄化費用に関して現状の掘削除去の1/2以下を目指す新たな原位置浄化技術を確立する技術開発事業について、必要となる設備費、人件費等の補助を行う。 | - | 0008 |
| 5 土壌汚染対策のための技術開発(VOCの微生物等を利用した環境汚染物質浄化技術開発) | 90 (90) | 79 (79) | 75 | 平成23年度 | - | 本事業では、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」で確立されていない、バイオレメディエーションに利用する微生物の安全性を評価する手法や環境中に存在する微生物群を包括的にモニタリングするための手法を、大学・研究機関、企業、関係省庁連携の下開発する。これらの手法を指針に反映させ、低コストかつ環境負荷の低いバイオレメディエーションの利用促進を図る。 | - | 0009 |
| 6 海底熱水鉱床採鉱技術開発等調査事業 | 2,200 (2,150) | 3,550 (3,231) | 3010 | 平成20年度 | - | 海底熱水鉱床は、深海底で鉱石を掘る(採鉱)、海上に鉱石を引き上げる(揚鉱)、金属を取り出す(製錬)の技術が未確立であり、商業化が図られていない。 本事業では、海底熱水鉱床の開発に必要なこれらの各要素技術について開発・設計、改良、試験等を行う。 | - | 0010 |
| 7 リサイクル優先レア金属の回収技術開発 | 100 (96) | 172 (169) | 138 | 平成24年度 | - | 使用済小型家電製品等からのレア金属(タンタル及びコバルト)の回収では、分離・回収した部位・部品から有価金属に戻す技術が未確立である。まずは、使用済小型家電製品等からの回収・リサイクル対象となるレア金属を含む部位・部品の種類が多様、かつ、小さいため効率的に分離・回収することが必要であるが、現行の前処理技術では、使用済小型家電製品等を細かく破碎して分離・回収する手法であるため、レア金属を含む部品単体を取り出すことができない。このため、レア金属を含む部品を細かく破碎することなく分離・剥離・回収する技術や回収後にレア金属濃縮物を得るための酸化焙焼・乾留、物理選別等による元素濃集技術など、レア金属原料として回収する経済性のあるリサイクル技術を開発する。 | - | 0011 |
| 8 戦略策定調査事業 | 100 (100) | 79 (79) | 93 | 平成15年度 | - | NEDOが研究開発プロジェクトのマネジメントを行う技術分野について、技術全体を整理・体系化した技術の俯瞰図やロードマップを作成するとともに、当該分野をとりまく環境について広く調査を実施する。 | - | 0012 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----------------------------|------------------|------------------|------|--------|---|---|---|------|
| 9 | イノベーション実用化助成事業 | 2,706 (2,706) | 269 (269) | 6 | 平成12年度 | - | 研究開発型ベンチャー企業等の有する優れた先端技術シーズや有望な未利用技術を実用化・事業化に着実かつ効果的に結実させるため、3～5年以内に実用化が見込まれる技術開発を支援する。 助成額:年間1億円以内、助成期間:2年間(一部、審査により1年延長の場合あり)、 補助率:2/3(※ただし継続事業に含まれる大企業に対する補助率は1/2) | - | 0013 |
| 10 | 希少金属代替材料開発プロジェクト | 808 (808) | 612 (612) | 46 | 平成21年度 | - | 希少金属の使用原単位を現状から大きく改善するため、代替材料および使用量低減に寄与する、ラボレベルでサンプル提供ができる技術を開発する。具体的には、代替材料の開発、使用量を低減しても同等以上の機能を有する材料の技術開発を行う。 また、使用済み製品等からの希少金属の回収工程の効率化により、希少金属回収率の向上、処理時間の短縮、経費削減、安全性の向上等を図る。 さらに助成事業を通じて、上記開発技術を始めとする希少金属使用量低減効果が期待出来る技術の実用化を進める。 | - | 0016 |
| 11 | 国際研究開発・実証プロジェクト | 2,164 (2,164) | 1,173 (1,173) | 2197 | 平成23年度 | - | 我が国企業が有する環境分野等の高い技術力をアジアを始めとする海外市場に展開するためには、①相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握し、②その技術ニーズに対して、現地の実情に合わせた技術開発やデモンストレーション(実証)を行い、実際に現地で技術の有効性を証明することが必要であるため、相手国現地において研究開発・実証を行う。 プロジェクト実施にあたっては、海外での実証事業に豊富な経験を有するNEDOの技術的な専門能力を活用し、NEDOを実施主体として、相手国の政府関係機関と両国の役割分担、現地での許認可の取得支援等を事前に明確化する。 | - | 0020 |
| 12 | 福祉機器情報収集・分析・提供事業 | 22 (22) | 8 (8) | 12 | 平成5年度 | - | 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(以下、「福祉用具法」という。)に基づき、民間による福祉機器の実用化のための研究開発を促進するため、福祉機器に対するニーズや産業技術情報等に係る情報を収集・分析し、福祉機器の製造事業者等に対し適切に提供する。また、国内外で開催される展示会に福祉用具実用化開発推進事業の成果物を出展する。 | - | 0023 |
| 13 | 福祉用具実用化開発推進事業 | 130 (130) | 28 (28) | 100 | 平成24年度 | - | 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(以下、「福祉用具法」という。)に基づき、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)において、福祉用具の実用化研究を行う民間企業等の公募を行い、優れた創意工夫ある研究開発に対して補助を行う。 | - | 0026 |
| 14 | 後天的ゲノム修飾のメカニズムを活用した創薬基盤技術開発 | 825 (825) | 507 (507) | 400 | 平成22年度 | - | がんや生活習慣病を標的とした新たな創薬基盤を確立するために、以下の研究開発を実施する。 ①エピゲノムを迅速かつ高精度に解析する技術を開発する。 ②正常細胞と疾患由来細胞における修飾パターンを比較検討するとともに、創薬標的分子となり得るエピゲノム制御因子を探索する。 | - | 0027 |
| 15 | 高温超電導直流送電システムの実証研究 | - (-) | - (-) | 2500 | 平成24年度 | - | 超電導送電は、極低温にすると電気抵抗がゼロとなる超電導体を用いて行う送電で、送電ロスの低減や送電容量が増大できます。近年、高温(-196℃以下)で用いることのできる高温超電導線材の開発が進み、まだいくつかの技術課題が残るものの、実用化に向けた見通しが立ってきたところである。 そこで、太陽光発電所とデータセンターの間約500メートル、実系統とデータセンターの間約1キロメートルに、高温超電導ケーブルや冷却システム等から構成される実証システムを構築。直流で送電し、課通電試験を行う。また、構築して実証試験を行うには、道路管理者や電力会社等の関係機関との協議が必要となるため、これらの調整も行う。 | - | 0033 |
| 16 | 産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業 | - (-) | 500 (367) | 302 | 平成25年度 | - | 産学連携拠点構築に取り組む大学・企業等において、産業界の意見を反映しつつ、各拠点の特色に応じた、産学連携活動の客観的なPDCAサイクルの評価制度や、産学間の知的財産権の運用ルール、産学連携・人材流動化を促進させる制度改革のモデルを構築するとともに、産学連携活動を通じて構築したモデルを実証・検証する。 ○モデル構築事業(委託) ○モデル実証事業(2/3補助) | - | 0036 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------------------------------|----------|------------|-------|--------|---|---|---|----------|
| 17 | 中長期研究人材交流システム構築事業 | - (-) | 100 (6) | 77 | 平成25年度 | - | 理系の修士課程・博士課程在籍者を対象にした、中長期(2ヶ月以上)での受入企業等のニーズに基づく研究に参画する人材交流規模の拡充のために、複数企業・複数大学による協議体を設置し、産学双方のルール策定やマッチングの枠組構築を実施する取組を支援。(2/3補助) | - | 0037 |
| 18 | 研究開発型新事業創出支援プラットフォーム | - (-) | - (-) | 10200 | 平成25年度 | - | 研究開発型ベンチャー企業に対し、事業化支援人材の下でメンタリングを行い、革新的な技術シーズについてビジネスプランの策定・技術課題への助言等を支援する。さらに民間の目利き能力も活用し選定した有望な技術に対し、実用化開発への補助を実施するとともに、知財・会計等の専門家の派遣、関係機関との連携による資金調達支援や潜在事業パートナーとのマッチング機会の提供等といった総合的な支援を実施する。 | - | 0041 |
| 19 | 先端技術実用化非連続加速プログラム | - (-) | - (-) | 5100 | 平成25年度 | - | 先端的な技術で新たな市場を創出・獲得しようとする民間企業等であって、かつ下記の「支援対象」「支援基準」を満たすものに限り、研究開発に係る人件費、機械装置費・材料費等を支援する。(補助率1/3以内) 「支援対象」:新製造プロセスのスケールアップ、新たな機械やデバイスを用いた試作機、新材料や新デバイスの新用途等の実証・評価 「支援基準」:大きな経済的効果が期待できる新技術であるか、関連産業に大きな影響を与える新技術・新素材の開発であるか、他社に先んじた新技術であるか/等 | - | 0042 |
| 20 | 高温超電導技術を用いた高効率送電システムの実証事業 | - (-) | - (-) | 1500 | 平成25年度 | - | 超電導送電は、極低温にすると電気抵抗がゼロとなる超電導体を用いて行う送電で、送電ロスの低減や送電容量が増大できます。近年、高温(-196℃以下)で用いることのできる高温超電導線材の開発が進み、まだいくつかの技術課題が残るものの、実用化に向けた見通しが立ってきたところである。 そこで、太陽光発電所とデータセンターの間約500メートル、実系統とデータセンターの間約1キロメートルに、高温超電導ケーブルや冷却システム等から構成される実証システムを構築。直流で送電し、課通電試験を行う。また、構築して実証試験を行うには、道路管理者や電力会社等の関係機関との協議が必要となるため、これらの調整も行う。 | - | 0043 |
| 21 | 汚染水処理対策事業 | - (-) | - (-) | 46954 | 平成25年度 | - | 福島第一原子力発電所の建屋付近に流入する地下水の流入量を抑制するため、原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁を構築する。また、汚染源のリスクを低減させる多核種除去設備の処理容量や処理効率の向上を図るため、既存の多核種除去設備と比較して、より処理効率の高い高濃度汚染水の浄化処理設備を実現する。 | - | 0044 |
| 22 | ファインバブル基盤技術研究開発事業 | - (-) | - (-) | 200 | 平成26年度 | - | ファインバブル(ミクロンからナノオーダーにわたる特殊な機能を有する気泡)は、固有の新機能を発現し、環境負荷を抑制する洗浄、殺菌、水質浄化など工業分野における新たな除去技術としての応用が期待されている。しかし、ファインバブルの発生機構やファインバブル技術が有する特異な作用メカニズムが解明されていないことが、本格的な産業応用に向けての課題となっている。このため、本事業では、ファインバブル技術の様々な機能・効果のメカニズムの解析や生成制御等の基盤技術開発を実施し、除去が困難な微粒子などに関する革新的な除去基盤技術を確立する。 | - | 新26-0001 |
| 23 | 三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム | - (-) | - (-) | 4000 | 平成26年度 | - | 地域の中小企業等の持つ技術や資源を活用し、少量多品種で高付加価値の製品・部品の製造に適した究極の三次元積層造形装置(造形速度高速化、高精度化、高機能化(複雑形状)、材料の多様化・複合化等技術開発等)の技術開発を行うとともに、大型・多材質・複雑構造部品の内外の寸法を精密に三次元計測できる高エネルギーX線CT計測技術の開発に世界に先駆けて取り組み、国際標準提案を目指す。 | - | 新26-0002 |
| 24 | 研究開発型ベンチャー支援事業 | - (-) | - (-) | 580 | 平成26年度 | - | 我が国の経済活性化、新規産業・雇用の創出を目指し、技術シーズを有し、研究開発型ベンチャー企業の立ち上げを目指す起業家候補人材を公募により採択し、その技術シーズに基づく起業から事業化に至るまでの支援を行う。具体的には、ビジネスプラン策定の研修・助言、技術面及び法律・知財面の支援、グローバルな技術融合による課題解決、金融機関等との連携による出資、融資の促進、潜在ユーザーとの連携等の支援を、起業家候補人材に対して行う。 | - | 新26-0003 |
| 25 | インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト | - (-) | - (-) | 2220 | 平成26年度 | - | 本事業では、的確にインフラの状態を把握できるモニタリング技術、点検・調査を行うロボット等の開発を進める。具体的には ①インフラの状態モニタリング技術開発(複合センサ基盤技術、画像を活用したイメージング技術、先端技術を活用した高度計測評価技術等)②インフラ点検・調査用ロボット技術開発(人が到達困難な場所へ点検・調査機器を搭載して移動する小型移動ロボット、防爆・防水・防塵化ロボット、ロボットに搭載可能な非破壊検査技術等)を行う。 | - | 新26-0004 |

| | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|--------|---|---|---|---|
| 26 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 | - | - | - | 昭和42年度 | 2 | 1. 総額型 試験研究費の総額の8～10%相当額の税額控除を認める(法人税額の30%が控除上限)。 2. 上乗せ(増加型・高水準型)措置 総額型に加え、試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)と試験研究費の売上高に占める割合が10%を超える部分に係る税額控除(高水準型)の選択適用を認める(いずれも法人税額の30%が控除限度) | - | - |
| 27 | 特別試験研究に係る税額控除制度 | - | - | - | 平成5年度 | 2 | 大学、公的研究機関等との共同試験研究及び委託試験研究について、試験研究費の額の12%相当額の税額控除を認める。(ただし、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」の税額控除額と合計して法人税額の20%を限度。なお、平成21年4月1日～平成26年3月31日までに開始する事業年度については30%を限度。) | - | - |
| 28 | 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入 | - | - | - | 平成13年度 | 2 | 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構第15条第1項第3号(業務の範囲)等に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金等で取得した固定資産等について、圧縮記帳を認める。 | - | - |
| 29 | 基盤技術研究促進事業(産投出資) | - | - | - | 平成13年度 | 2 | 民間企業等による基盤技術研究を促進するためのNEDOの研究開発委託事業 | - | - |
| 30 | 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 | - | - | - | 平成10年度 | 2 | 大学等技術移転促進法(TLO法)は、大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに、大学等における研究活動の活性化を図ることを目的とする。 | - | - |
| 31 | 大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン(2011. 3) | - | - | - | 平成22年度 | 2 | 大学が自ら営業秘密管理指針を作成する際に留意すべき点を示すことを目的にガイドラインを策定。ガイドラインでは「営業秘密」として法的に認められ得る秘密管理の水準を明示。 | - | - |
| 32 | 技術研究組合法 | - | - | - | 昭和36年度 | 2 | 民間企業、大学、公的研究機関が試験研究を協同して行う「技術研究組合」の設立等について定めた法律。 | - | - |
| 33 | 技術研究組合の所得計算の特例 | - | - | - | 昭和36年度 | 2 | 青色申告書を提出する法人 技術研究組合が、組合員への賦課金によって取得した試験研究用固定資産について、圧縮記帳を認める。 過去5年間の減収額()は損金算入額 平成20年度 1,695百万円(5,649百万円) 平成21年度 3,651百万円(12,170百万円) 平成22年度 1,961百万円(6,536百万円) 平成23年度 302百万円(1,007百万円) 平成24年度 397百万円(1,556百万円) (全技術研究組合に対する調査により算出) | - | - |
| 34 | 基盤技術研究円滑化法 | - | - | - | 昭和60年度 | 2 | 民間における基盤技術研究の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による基盤技術研究促進事業の根拠法。 | - | - |
| 35 | 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 | - | - | - | 平成5年度 | 2 | 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による福祉用具の研究開発助成事業の根拠法。 | - | - |
| 36 | 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 | - | - | - | 平成14年度 | 2 | 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務範囲等を定めた根拠法。 | - | - |
| 37 | 独立行政法人産業技術総合研究所法 | - | - | - | 平成11年度 | 2 | 産業技術総合研究所の業務範囲等を定めた根拠法。 | - | - |